

和歌山市企業局建設工事に係る指名競争入札参加者の指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和歌山市企業局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「発注工事」という。）の請負契約に係る指名競争入札に参加させる者（以下「入札参加者」という。）の指名等に関し必要な事項を定める。

(等級区分設定工事)

第2条 発注工事種別のうち、予定価格による発注上限金額及び発注下限金額（以下「発注金額」という。）による等級区分を設けるもの（以下「等級区分工事」という。）は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、配水管工事（企業局）、鋼構造物工事及びアスファルト舗装工事とする。

2 等級区分工事は、別表のとおりとする。

(格付け)

第3条 等級区分工事を請け負おうとする第6条第1号及び第2号に該当する建設業者は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査による総合評定値に和歌山市建設工事等の競争入札参加資格審査基準（平成15年5月1日施行）に基づく主観点数を加減した総合点数により当該建設工事種別ごとに格付けを行う。

2 前項に規定する格付けの基準は、別表のとおりとする。

(入札参加者の選定)

第4条 入札参加者の選定は、和歌山市企業局競争入札参加資格を有する者のうち、等級区分工事の請負契約にあっては、別表に定める工事種別及び発注金額に対応する等級に格付けされている者のうちから、等級区分を設けない請負契約にあってはその工事種別に属する者のうちからそれぞれ次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営の状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工における技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 特定建設業の許可の取得の有無
- (10) 監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の状況
- (11) 和歌山市企業局競争入札参加資格を有してからの年数

2 前項に掲げる運用基準は別表のとおりとする。

(入札参加者の数)

第5条 入札参加者を選定しようとするときは、工事の種類、規模、内容等を考慮した上で、十分な競争性を確保できると認められる適切な数の者を選定するものとする。

(市内業者等の取扱い)

第6条 市内業者、準市内業者、県内業者及び県外業者の取扱いについては、和歌山市企業局競争入札参加資格を有する者のうち、次のとおりとする。

(1) 市内業者とは、和歌山市内に本社（本店）を有する者とする。

(2) 準市内業者とは、和歌山県内に本社（本店）を有し、次の各号の全てに該当する者とする。

ア 和歌山市内に契約権限等を委任した適正な営業所を設置している者。

イ 和歌山市に法人市民税又は市民税を納めている者。

ウ 和歌山市企業局の有資格者名簿の登録業種において、アに掲げる営業所に複数の常勤技術職員等を配置している者。

(3) 県内業者とは、和歌山県内に本社（本店）を有し、1号及び2号に定める以外の者とする。

(4) 県外業者とは、和歌山県以外に本社（本店）を有する者とする。

(準市内業者等の選定等)

第7条 準市内業者、県内業者及び県外業者の入札参加者の選定は、原則として次の各号に該当する者を優先する。

(1) 和歌山市内に適正な営業所を設置していること。

(2) 和歌山市内に契約権限等を委任した適正な営業所を設置していること。

(3) 和歌山市に法人市民税又は市民税を納めていること。

(4) 和歌山市の有資格者名簿の登録業種において、1号又は2号に掲げる営業所に複数の常勤技術職員等を配置していること。

(新たに特定建設業の許可を取得した者に係る取扱い)

第8条 新たに建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を取得した者については、その旨の変更届出を受理した日から1箇月を経ない間は、特定建設業を有する者としての指名を行わないものとする。

(専任技術者の取扱い)

第9条 新たに雇用した技術者については、雇用の事実が発生した日から3箇月を経ない間は、当該業者の技術者として専任を要する施工現場への配置を認めないものとする。

(指名停止)

第10条 指名停止の基準は別に定める。

附 則

この基準は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

この基準は、令和7年2月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

別表（第2条及び第3条関係）

1 土木一式工事

等級	総合点数		発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）	
S	850点以上		2,500万円以上	
A	750点以上	850点未満	2,500万円以上	1億5,000万円未満
B	685点以上	750点未満	500万円以上	6,000万円未満
C	570点以上	685点未満		2,500万円未満
D		570点未満		500万円未満

2 建築一式工事

等級	総合点数		発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）	
S	800点以上		2,500万円以上	
A	750点以上	800点未満	2,500万円以上	1億5,000万円未満
B	685点以上	750点未満	500万円以上	6,000万円未満
C	570点以上	685点未満		2,500万円未満
D		570点未満		500万円未満

3 電気工事

等級	総合点数		発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）	
S	800点以上		2,500万円以上	
A	750点以上	800点未満	2,500万円以上	6,000万円未満
B	635点以上	750点未満		2,500万円未満
C		635点未満		500万円未満

4 管工事

等級	総合点数		発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）	
S	800点以上		2,500万円以上	
A	750点以上	800点未満	2,500万円以上	6,000万円未満
B	635点以上	750点未満		2,500万円未満
C		635点未満		500万円未満

5 配水管工事（企業局）

等級	総合点数		発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）	
S	800点以上		2,500万円以上	
A	750点以上	800点未満	2,500万円以上	1億円未満
B		750点未満		2,500万円未満

6 鋼構造物工事

等級	総合点数	発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）
A	700点以上	概ね130万円以上
B	700点未満	6,000万円未満

7 アスファルト舗装工事

等級	総合点数	発注金額（発注上限金額及び発注下限金額）
A	800点以上	概ね130万円以上
B	800点未満	6,000万円未満

（注1）予定価格が6,000万円以上の工事については、特定建設業とする。

（注2）土木一式工事及び建築一式工事のS、A等級において、特定建設業の許可を得ていない者はB等級とする。

（注3）予定価格が2,500万円未満の土木一式工事、建築一式工事及び配水管工事（企業局）に係る入札参加者の指名において指名行政地区組合せ表により選定する場合並びにその他等級格付けされた工事種別に係る入札参加者を選定する場合、十分な競争性を確保できると認められないときは、直近上位等級者等を指名することができる。

別表（第4条関係運用基準）

指名基準	運 用 基 準
1 不誠実な行為の有無	次の事項に該当する場合又は該当すると認められる場合は指名しないものとする。 (1) 和歌山市企業局建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中であること。 (2) 和歌山市企業局発注の建設工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、受注者として不適当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確なこと。 (3) 一括下請を行ったことが明確であること。 (4) 警察当局から管理者に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請がある場合又は暴力団関係者若しくはそれに類する者と業務上係わりがあると認められる場合で、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。 (5) 和歌山市企業局の業者選定業務等に関し、不適切な言動をもってその円滑な執行を妨げた場合。 (6) 法人市民税又は市民税、その他の和歌山市に対し納付すべき市民税の滞納が認められた場合。ただし、正当な理由をもって、納期の延期等が認められている場合は、この限りでない。
2 経営の状況	和歌山市企業局建設工事等に関する経営再建中の業者の入札参加者の取扱い要綱に基づき、本市企業局の競争入札参加資格の再認定等を受けていない者、又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。 なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。
3 工事成績	工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
4 当該工事に対する地理的条件	所在地及び和歌山市内における工事実績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持ち工事の状況	手持ち工事の状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事施工における技術的適性	次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種又は類似工事について相当の実績があること。 (2) 当該工事の遂行に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似工事について施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 当該工事種別に応じ、複数の技術職員を雇用し、施工上の不測の事態に対応できる体制であること。
7 安全管理の状況	(1) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められるときは指名しないこと。 (2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

8 労働福祉の状況	(1) 賃金不払に対する労働省からの通報が管理者に対してあり、当該状況が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。 (2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
9 特定建設業の許可の取得の有無	予定価格が6,000万円以上である建設工事については、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を有しない者は指名しないものとする。
10 監理技術者等の状況	予定価格が6,000万円（建築工事にあつては、9,000万円）以上である建設工事について当該工事に専任の監理技術者又は専任特例1号監理技術者若しくは監理技術者補佐（専任特例2号監理技術者の配置必要）を配置させることができない者及び予定価格が6,000万円以上である建築工事について当該工事に監理技術者を配置させることができない者は指名しないものとする。
11 和歌山市企業局競争入札参加資格を有してからの年数	市内業者、準市内業者及び県内業者については、和歌山市企業局競争入札参加資格を有する者となってから2箇年を経ない者は指名しないものとする。